

保 護 者 様

(学部 年生)

群馬県立赤城特別支援学校

校 長 町田 英之

学校感染症による出席停止について

(インフルエンザ・新型コロナウイルス以外の感染症用)

学校感染症()と診断されたことに伴い、医師の指示に従って十分に休養してください。また、他の人に感染させるおそれのある間は登校できませんが、治癒したときには、学校に電話等でご連絡ください。

なお、別紙「治癒証明書」について、医師に必要事項を記入していただき、学校に提出してください。

学校保健安全法による出席停止の期間の基準は、次のとおりですので参考にしてください。

	対 象 疾 病	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスによるものに限る）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルスによるもの）及び特定鳥インフルエンザ（H5N1 または H7N9）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	新型コロナウイルス 感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（発症日0日とする）
		発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（検体採取日を0日とする）
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症*	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

*その他の感染症については、群馬県では定めていません。

令和 年 月 日

主治医様

群馬県立赤城特別支援学校
校長 町田 英之

学校感染症にかかる治癒証明書への記入について（依頼）

_____について、学校感染症（_____）が治癒し、感染のおそれがなく
なった際には、下記の治癒証明書に必要事項を御記入の上、保護者にお渡しください。

学校長様

治癒証明書

部 年 氏名

病名

(診断日 令和 年 月 日)

上記の疾病は治癒し、他の児童生徒にうつるおそれがないと認められます。

登校してもよいと認められる日 令和 年 月 日から

医療機関名

医師氏名

印